

令和 8 年度 第 2 回能代市活力ある高齢化推進委員会

日 時 令和 8 年 9 月 2 8 日 (月)
午後 6 時 4 5 分～
場 所 能代市役所 会議室 9 ・ 1 0

次 第

- 1 開会
- 2 新委員紹介
- 3 委員長挨拶
- 4 案件
 - (1) 副委員長の選任等について
 - ・ 能代市活力ある高齢化推進委員会副委員長の選任
 - ・ 地域密着型サービス部会委員の選任等 (欠員補充)
 - (2) 計画策定における国の動向について
 - (3) 認知症施策推進計画について
 - (4) 計画の骨子案について
 - (5) 介護老人福祉施設の整備について
- 5 その他
- 6 閉会

案件（２） 計画策定における国の動向について

国において検討が進められている第10期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージは、以下のとおりです。

【見直しのポイント（案）】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

2. 地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

案件（３）認知症施策推進計画について

１．共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和６年１月１日施行）

市町村は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定することが求められ、策定にあたり、認知症の人や家族等関係者から広く意見を聴くこととされている。

２．第１０期介護保険事業計画と認知症施策推進計画の一体的策定

「（４）計画の骨子案について」を参照

３．能代市認知症施策推進検討委員会について

① 委員会の位置づけについて

能代市認知症施策推進計画の策定に当たり、専門的かつ幅広い見地から意見等を聴取するため令和８年８月に設置。委員は、医師や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員、市等で構成され、委員会には認知症の方を介護する家族にも出席いただくなどにより、関係機関や当事者の声を把握する。出された意見等を取りまとめて能代市活力ある高齢化推進委員会に報告し、計画策定の参考とする。

② 第１回認知症施策推進検討委員会の概要

日 時：８月３１日（月）１４：００～１５：００

場 所：能代市役所大会議室

参加者：委員９名（名簿は別紙参照）、介護している方１名

認知症当事者等からのメッセージあり

内 容：市の認知症施策現状と課題について意見交換

主な意見：

（認知症当事者）

- ・早く気づいて病院に行けばよかった。
- ・地域の理解や気軽に相談できる場所、安心できる環境が地域に増えるといい。

（認知症介護者）

- ・相談できる場所がわからなかった。
- ・認知症家族介護者の交流会のような相談場所を多く設けてほしい。
- ・介護している人が介護鬱にならないよう行政がスキンシップを取るべき。

（委員）

- ・一人暮らしの認知症の人が多い。
- ・認知症の早期発見がすごく大事。
- ・相談窓口を周知しているが、なかなか相談につながらない。
- ・本人が受診を拒否しているところをどう受診につなげるかが課題。
- ・免許返納に納得しない。
- ・支援者支援（専門職と介護者等の支援）の所を充実させてほしい。等

③ 能代市認知症施策推進検討委員会 今後のスケジュール

第2回委員会：10月 5日（月）14：00

- ・認知症の人や家族へのアンケート調査結果の報告（40名程度の調査結果）
- ・課題に対する施策の検討 等

第3回委員会：11月 5日（木）14：00～

- ・認知症施策推進計画素案に向けた意見聴取

案件（４） 計画の骨子案について

能代市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画・認知症施策推進計画
骨子（案）

第１章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 高齢者を取り巻く状況
6. 各種調査結果のポイント
7. 第１０期計画に向けた課題・方向性

網掛けの項目は、抜粋して今回お示ししております。
他の項目は今後お示しします。

第２章 計画の基本的方向

1. 基本理念
2. 基本的目標
3. 重点的項目
4. 計画の体系
5. 自立支援・重度化防止の目標

第３章 高齢者福祉計画

- 施策 １ 高齢者の積極的な社会参加
施策 ２ 自立生活の支援

第４章 介護保険事業計画

- 施策 ３ 介護予防等の推進
施策 ４ 在宅介護サービスの基盤整備
施策 ５ 在宅介護サービスの質的向上
施策 ６ 施設介護サービスの基盤整備
施策 ７ 施設介護サービスの質的向上
施策 ８ 地域包括ケアシステムの深化
施策 ９ 災害や感染症対策に係る体制整備
施策 １０ 高齢者の住まいの安定的な確保

【国の見直しポイントの反映】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

2. 地域包括ケアシステムの深化

第５章 認知症施策推進計画 ※新設（第４章 介護保険事業計画から独立）

- 施策 １１ 認知症施策の推進

第６章 介護保険料

1. 介護保険事業費の見込み
2. 介護保険料の算定

第７章 計画の推進にあたって

1. 推進体制
2. 進行管理

資料編

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本計画は高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、本市が目指すべき高齢者施策の方向性を定める高齢者福祉計画と、持続可能な医療・介護提供体制や人材確保、地域包括ケアシステムの深化を目的として介護施策と介護サービスの目標量を定めた介護保険事業計画を一体的に策定したものです。また本計画からはこれまで高齢者福祉計画の一部として取り組んできた認知症施策についても認知症施策推進計画として明確に位置づけ、本計画の中で一体的に策定することとしています。

国では令和 22（2040）年に団塊ジュニア世代がすべて 65 歳以上となることで地域のサービス需要が変化していくと考えられることから、市町村には都道府県と連携し、令和 22（2040）年を見据えた中長期の介護サービス量を見込んでいくことや、第 9 期計画までの取組を継承しつつ、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、必要な取り組みを進めていくことが求められています。

＜国の示した第 10 期介護保険事業計画の基本指針におけるポイント＞

■介護サービス基盤の計画的な整備

- ①介護保険事業（支援）計画の策定
- ②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

■地域包括ケアシステムの深化

- ①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

■介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

本市では、これまで 9 期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢期を迎えても、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてきました。

本市の高齢者人口は令和 2（2020）年をピークに減少に転じており、今後もこの傾向は続くものと予想されますが、75 歳以上の後期高齢者人口はあと数年増加するものと予想されます。

今後の状況を注視しつつ、社会情勢の変化やこれにともなう国の制度改正等を見据えながら、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して、令和 22（2040）年を見据えた中長期的な視野に立ち、高齢者に関する保健、医療、福祉、介護の密接な連携のもと、総合的、体系的に取り組んでいくための方向性を示すための計画として、「能代市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」を一体的に策定するものです

【高齢者福祉計画】

「高齢者福祉計画」は、すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上等、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

【老人福祉法 第 20 条の 8 第 1 項】

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

【介護保険事業計画】

「介護保険事業計画」は、要介護等認定者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活することができるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

【介護保険法 第 117 条第 1 項】

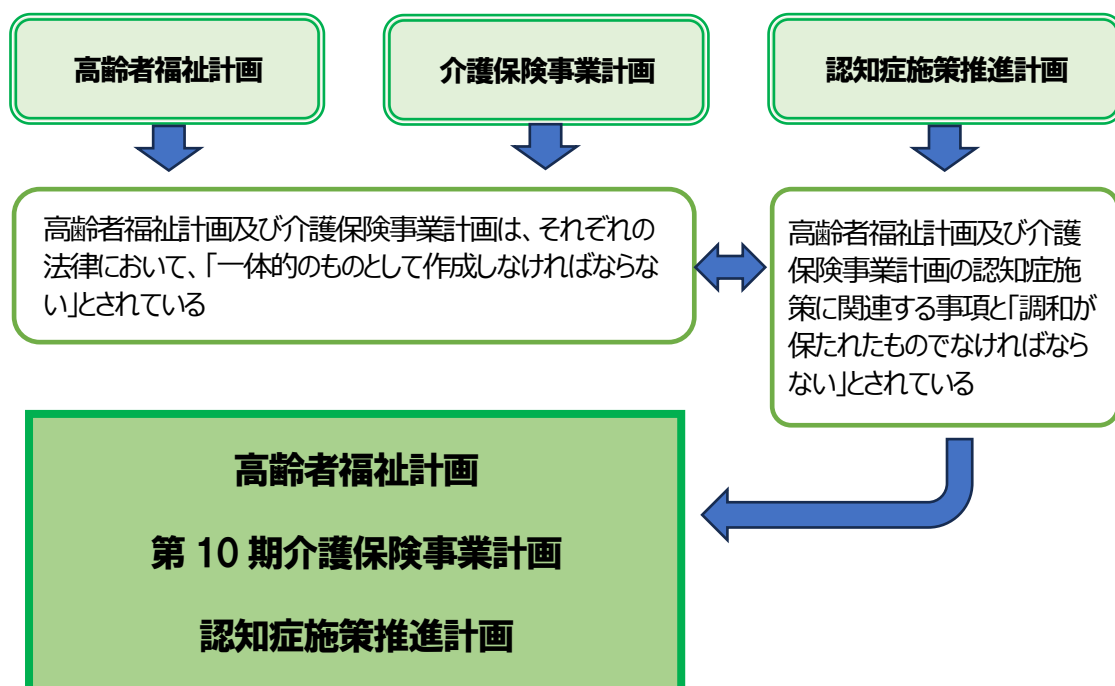
市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

【認知症施策推進計画】

「認知症施策推進計画」は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

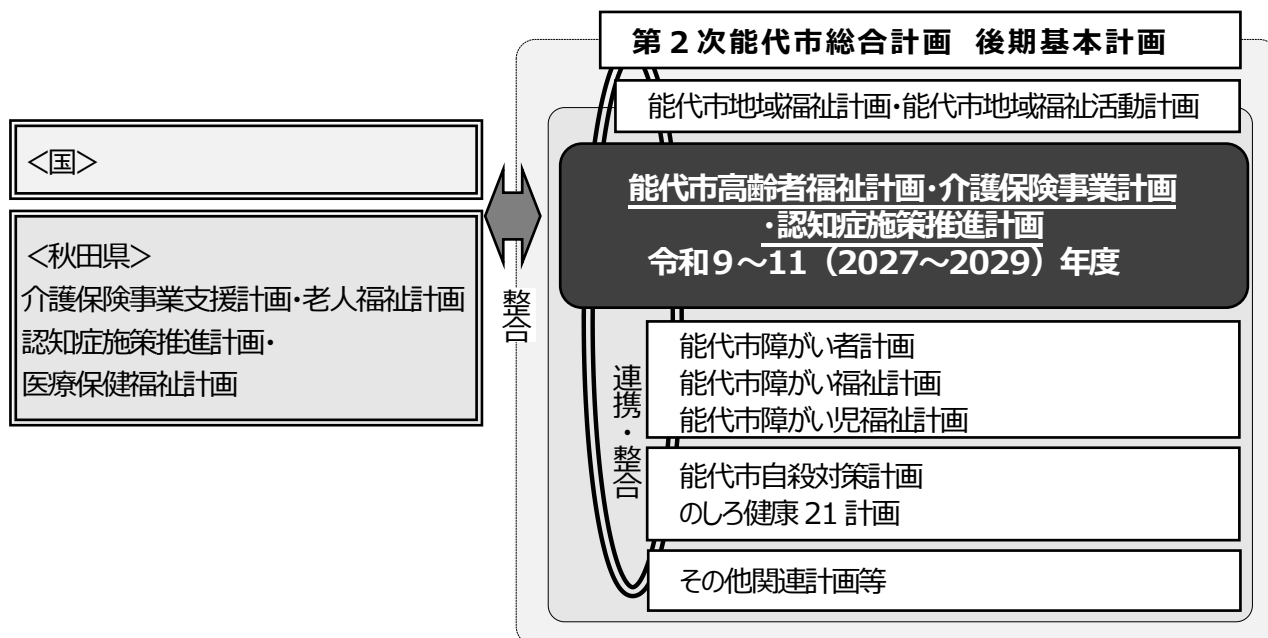
【認知症基本法第 13 条第 1 項】

国の「認知症施策推進基本計画」や県計画を基本とし、市町村の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。



（２）関連計画との関係

計画策定にあたっては、総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3か年とします。

令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
10期計画（本計画）			11期計画（次期計画）		
進捗評価	進捗評価		進捗評価	進捗評価	
		計画改訂			計画改訂

4. 計画の策定体制

(1) 能代市活力ある高齢化推進委員会

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた事業展開が求められています。

このため、保健・医療・福祉の関係者、第1号・第2号被保険者等によって構成される「能代市活力ある高齢化推進委員会」において検討を行い、計画を策定しました。

なお、委員会における検討経過は次の通りです。

時期	検討内容
第1回 開催 令和8（2026）年7月6日	(1) 第9期実施事業の進捗状況 (2) 各種調査の結果概要の報告 (3) 計画策定スケジュール
第2回 開催 令和8（2026）年9月28日	(1) 計画策定における国の動向 (2) 認知症施策推進計画 (3) 計画の骨子案
第3回 開催 令和8（2026）年10月26日	(1) 計画の素案（たたき台）
第4回 開催 令和8（2026）年11月●日	(1) 計画の素案 (2) サービス見込量 (3) 介護保険料
第5回 開催 令和9（2026）年2月●日	(1) 最終計画案

(2) アンケート調査の実施

計画策定に必要な基礎資料とするため、日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査名称	日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内在住の一般高齢者（65歳以上）及び在宅の要支援者	市内在住の在宅の要支援・要介護認定者及びその家族
調査方法	郵送調査	郵送調査及び要介護認定更新時に訪問調査
調査期間	令和7（2025）年12月～令和8（2026）年1月	令和8（2026）年1～3月
配布数	3,000件	1,000件
回収率	61.6%（1,848件）	64.4%（644件）

（３）事業所調査の実施

介護保険サービス事業所の現状と、ニーズに対する過不足状況を確認するために、介護保険サービス事業所を対象とした調査を実施しました。

調査対象	市内の介護サービス提供事業所
調査方法	電子メール調査
調査期間	令和８（２０２６）年２月
回収率	５７．１％（７２件）

※追加調査を予定。調査結果の表を挿入します

（４）パブリックコメントの実施

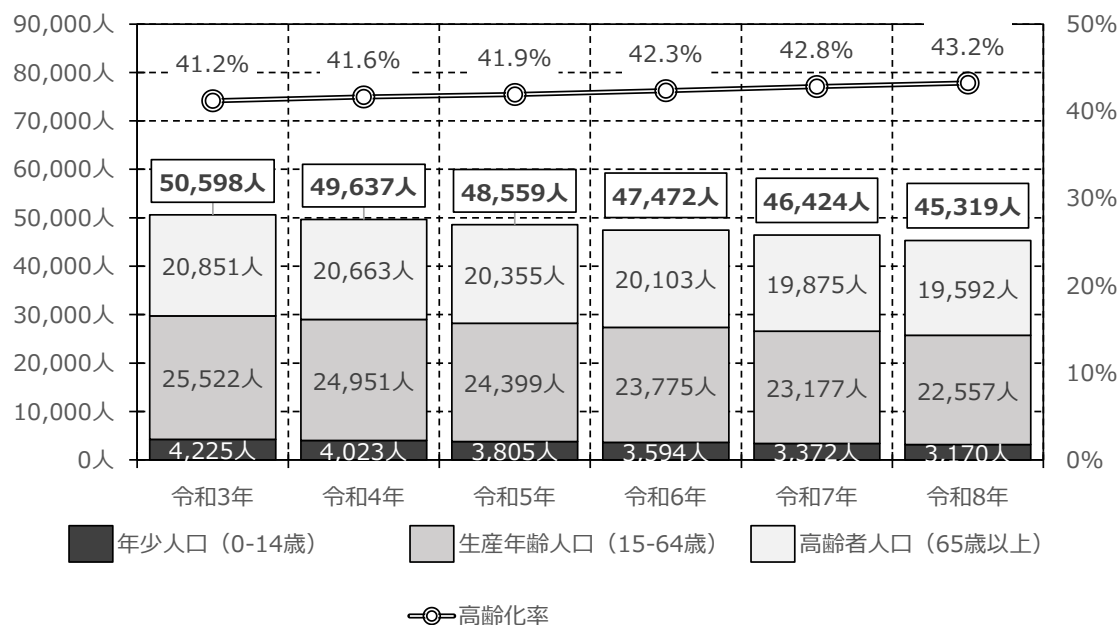
パブリックコメント制度は、重要な政策を決定する際に、あらかじめ「案」の段階から公表し、市の説明責任を果たすとともに、広く市民の皆様から意見をいただくことで、市民の市政への参画の促進を図る制度です。

意見募集期間	令和９（２０２７）年●月●日～●月●日まで
意見提出者数	●名

5. 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口の状況

1) 年齢3区分別人口の推移



資料：各年10月1日現在、住民基本台帳※令和8年は見込値

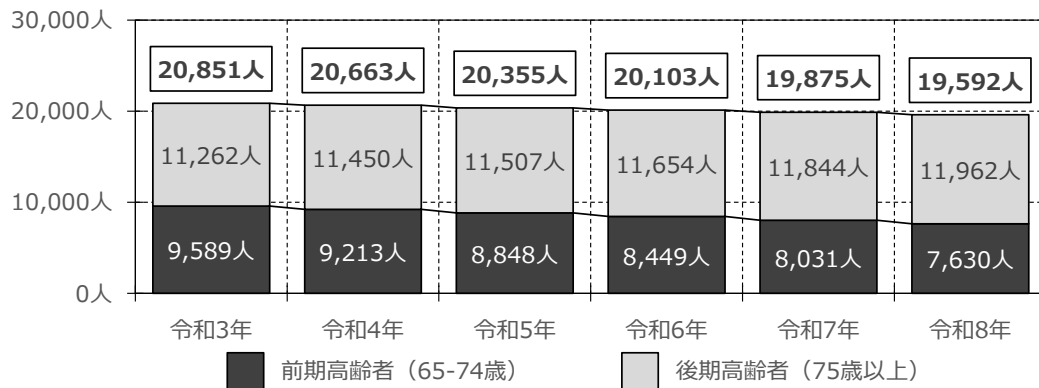
「総人口」は、令和3（2021）年の50,598人から、令和8（2026）年には45,319人と、5,279人の減少となっています。

各年齢層とも減少傾向にあり、とくに「年少人口（0-14歳）」は令和8（2026）年には3,170人と令和3（2021）年の3／4程度の水準まで減少しています。

「高齢者人口（65歳以上）」も年々減少していますが、他の年齢層に比べると減少の幅は小さく、令和8（2026）年には19,592人で、令和3（2021）年以降、2万人前後で推移しています。

「高齢化率」（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇しており、令和8（2026）年には43.2%となっています。

2) 高齢者人口の推移

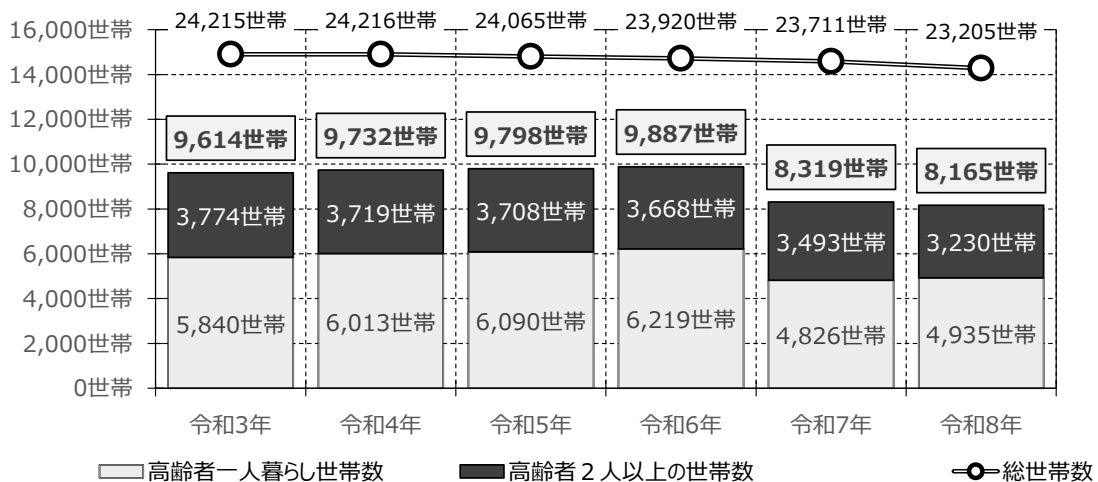


資料：各年10月1日現在、住民基本台帳※令和8年は見込値

「前期高齢者 (65-74 歳)」は減少傾向にあり、令和 8 (2026) 年には 7,630 人と令和 3 (2021) 年の 8 割程度の水準まで減少しています。

一方「後期高齢者 (75 歳以上)」はやや増加しており、令和 8 (2026) 年には 11,962 人と令和 3 (2021) 年から 700 人の増加となっています。

(2) 高齢者のいる世帯の状況



資料：各年7月1日現在、秋田県老人月間関係資料

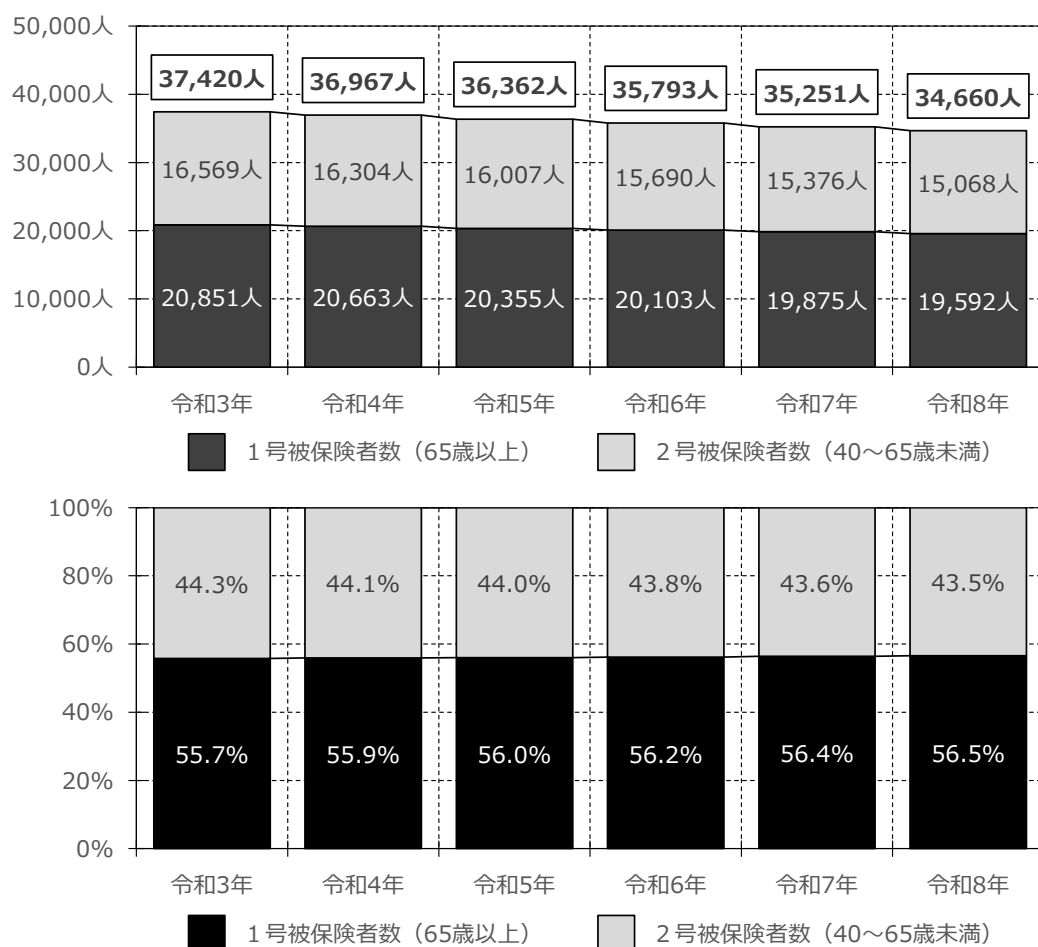
総世帯数はゆるやかに減少しており、令和 8 (2026) 年には 23,474 世帯となっています。

高齢者のみの世帯数は令和 3 (2021) 年には 9,614 世帯でしたが、令和 7 (2025) 年に大きく減少し、令和 8 (2026) 年には 8,165 世帯となっています。総世帯数に占める高齢者のいる世帯数の割合は令和 6 (2024) 年までは 4 割程度でしたが、令和 7 (2025) 年以降は 3.5 割程度になっています。

各年、高齢者 2 人以上の世帯よりも高齢者一人暮らし世帯の方が多く、どちらの世帯も令和 7 (2025) 年以降減少し、令和 8 (2026) 年には「高齢者一人暮らし世帯数」は 4,935 世帯、「高齢者 2 人以上の世帯数」は 3,230 世帯となっています。

(3) 要支援・要介護認定者数の状況

1) 被保険者数の推移

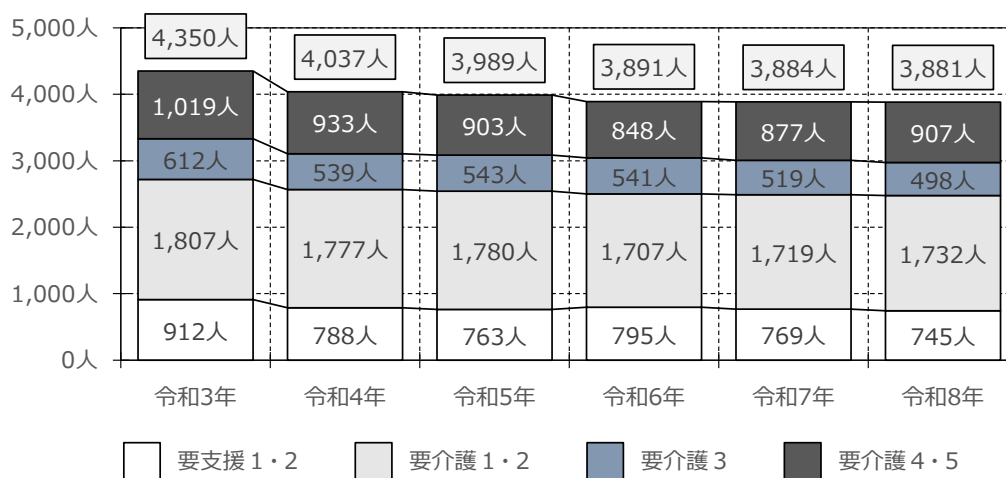
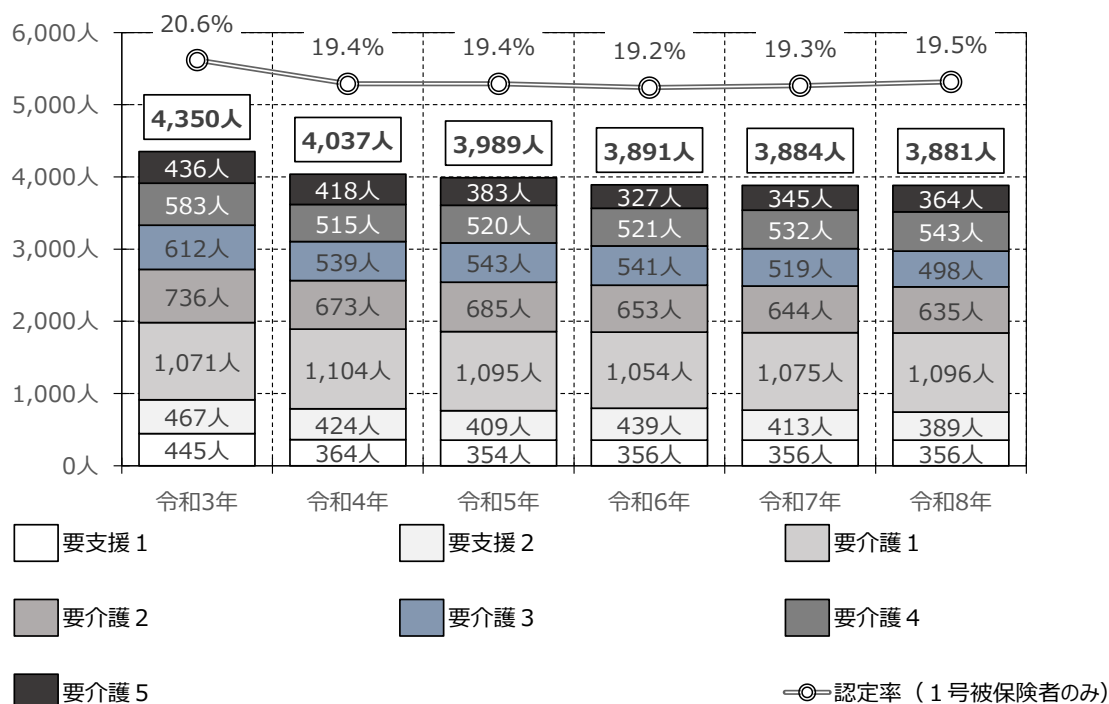


資料：各年 10 月 1 日現在、住民基本台帳※令和 8 年は見込値

被保険者数は減少傾向にあり、令和 8（2026）年には 34,660 人と令和 3（2021）年から 2,760 人の減少となっています。

「1 号被保険者数（65 歳以上）」、「2 号被保険者数（40～65 歳未満）」ともに減少傾向となっており、被保険者数全体に占める割合は「1 号被保険者数（65 歳以上）」が 5 割台、「2 号被保険者数（40～65 歳未満）」が 4 割台でほぼ一定のまま推移しています。

2) 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）※令和8年は見込値

要支援・要介護認定者数は減少傾向にありますが、令和6（2024）年以降はほぼ横ばいに推移しており、令和8（2026）年は3,881人となっています。「認定率（1号被保険者のみ）」も令和4（2022）年以降19%台でほぼ横ばいに推移しています。

介護度別にみてもおおむねどの介護度もほぼ横ばいに推移しており、「要支援1・2」と「要介護3」は令和8（2026）年には令和3（2021）年の8割台の水準まで減少しています。

第2章 計画の基本的方向

1. 基本理念

本計画では、高齢者や認知症の方（高齢者以外も含む）やその家族が住み慣れた家庭や地域で元気に活躍できる環境を整えるとともに、社会的役割を持って自立する生活を尊重し、介護や認知症などで支援が必要となっても、一人ひとりが尊厳をもって心身ともに充実した日常生活を実感できる社会を地域全体でつくりあげていくことを目指します。

また、本市の総合計画や地域福祉計画・地域福祉活動計画など、本計画に関わる各種計画において目指している方向性との整合性を図り、以下の基本理念を掲げ、その実現に向けて取り組んでいくこととします。

地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまちで、
いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり

<参考：関連計画が目指す方向性>

第2次能代市総合計画 後期基本計画

基本目標2 笑顔で人が輝くまち

政策（4）地域で活躍する元気な高齢者

【目指す姿】

- 高齢になっても住み慣れた家庭や地域で、健康でいきいきと自立した生活ができること。
- 高齢者が知識と経験を生かして、社会に参加し、生きがいや地域の活力につながること。
- 介護等が必要になったときに、必要なサービスや援助を受けられること。

政策（5）自立した暮らしを支える社会福祉・社会保障

【目指す姿】

- 地域住民やボランティア、福祉関係団体が連携できていること。
- 障がいがあっても社会参加でき、住み慣れた家庭や地域で自立した生活ができること。
- 社会保障制度が整っていて、安心して日常生活を送れること。

第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画

支え合い、助け合いの地域福祉の推進

2. 基本的目標

高齢者福祉、介護施策、認知症施策に共通する基本的な目標として、前回計画に引き続き「人間性の尊重」を掲げ、高齢者や認知症の方が社会の一員として生きがいを持って健全で安らかな生活を送ることができるよう、個人の尊厳を守り、自立を支援します。

具体的には次の6つの個別目標を掲げます。

目標1 活力ある高齢社会の実現

高齢者の健康づくりや介護予防に努めるとともに、社会参加や交流の機会、就労・学習機会の充実を図り、活力ある高齢社会の実現を目指します。

目標2 在宅生活の総合支援

介護保険サービスと保健・医療・福祉サービスなどの連携により、高齢者の包括的な相談、支援体制を構築し、在宅生活の不安解消に努めます。

目標3 入所施設の整備

地域における既存施設の利用動向等を見極めた上で、施設整備の在り方を検討します。

目標4 地域包括ケアシステムの深化

地域の高齢者の生活を包括的かつ継続的に支援し地域全体で支えるため、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

目標5 安心して暮らしやすいまちづくり

高齢者が地域で安心して暮らしやすいまちづくりと災害時に要援護者等が適切に避難できるよう防災体制の整備をします。

目標6 認知症施策の推進

認知症の方が自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

4. 計画の体系

目標1 活力ある高齢社会の実現	施策1 高齢者の積極的な社会参加 (1) 生きがいづくり活動等の支援の充実 (2) 生涯学習の充実 (3) 高齢者就業の支援 (4) 地域活動参加促進のための環境整備	【高齢者福祉計画】
目標2 在宅生活の総合支援	施策2 自立生活の支援 (1) 在宅生活を続けるための支援の充実等 (2) 福祉施設等の整備の推進等	
目標3 入所施設の整備	施策3 介護予防等の推進 (1) 介護予防の継続的な推進 (2) 要支援認定者・事業対象者に対する施策 (3) 高齢者等に対する施策 (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	【介護保険事業計画】
	施策4 在宅介護サービスの基盤整備 (1) 介護予防サービスの推進 (2) 介護サービスの推進	
	施策5 在宅介護サービスの質的向上 (1) 介護従事者の人材確保及び資質の向上 (2) 介護事業者の指導監督等 (3) 介護保険制度の円滑な運用 (4) 在宅ケアの取組	
	施策6 施設介護サービスの基盤整備 (1) 重度者に対する入所施設の整備	
	施策7 施設介護サービスの質的向上 (1) 介護従事者の人材確保及び資質の向上 (2) 介護事業者の指導監督等 (3) 介護保険制度の円滑な運用 (4) 施設ケアの取組	
目標4 地域包括ケアシステムの深化	施策8 地域包括ケアシステムの深化 (1) 日常生活圏域の維持と環境整備 (2) 地域包括支援センターの適切な運営・評価 (3) 地域包括ケアシステムの深化 (4) 地域ケア会議の推進 (5) 在宅医療・介護連携の推進 (6) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	
目標5 安心して暮らしやすいまちづくり	施策9 災害や感染症対策に係る体制整備 (1) 関連機関等との連携 (2) 介護保険事業所等との連携 (3) 感染症対策に対する備え	
	施策10 高齢者の住まいの安定的な確保 (1) 高齢者の住環境 (2) 住宅改修の支援	
目標6 認知症施策の推進	施策11 認知症施策の推進 (1) 認知症に関する市民の理解と増進 (2) 身近で相談しやすい支援体制の整備 (3) 認知症になってからも、自分らしく暮らせる地域づくり (4) 切れ目のない保健・医療・福祉の体制整備 (5) 認知症のある人の意思決定の支援及び権利擁護 (6) 認知症の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組み	【認知症施策推進計画】

案件（５） 介護老人福祉施設の整備について

○特別養護老人ホーム「長寿園」廃止後の新たな施設整備について

１．これまでの経緯

平成 21 年 能代山本広域市町村圏組合にて、海潮園と共に廃止の方針が出される

令和 6 年 公募により社会福祉法人「しらかみ長寿会」を選定
※設置・運営の指定権者は秋田県だが、能代市が事業者を選定

7 年～ 能代市鳥小屋 31-1 地内で工事開始（土地の造成は終了）

令和 8 年 8 月 4 日 しらかみ長寿会から、建設を辞退したい旨連絡あり。近く理事会・評議員会に諮り、正式決定となれば辞退届を提出するとの申し出があった。

8 月 19 日 辞退届を受理した

２．建設辞退の理由について

- ・物価高騰による建設費の増加、石油由来の資材調達の入手困難、貸付金利の急激な上昇、開設後の運営に係る人件費の高騰により、当初の事業予算及び開設期限では建設が困難となったため。

３．今後の対応について

- ・施設の老朽化に伴い、特養「長寿園」は令和 9 年度末での廃止が予定されているところだが、現在入所している方や、入所待ちをしている方も多数いることから、市としては、特養老人ホームの整備が必要と考えている。
- ・特養「長寿園」の運営主体である能代山本広域市町村圏組合と協議を行っている。
- ・整備手法やスケジュールについては、活力ある高齢化推進委員会に「施設選定部会」を設置し、早急に検討を進めていきたい。

４．能代市活力ある高齢化推進委員会施設選定部会の設置について

（１）施設選定部会設置要領案について

（２）施設選定部会員の選任について

能代市活力ある高齢化推進委員会施設選定部会設置要領

(設置)

第1条 能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、次条に掲げる部会を能代市活力ある高齢化推進委員会（以下「委員会」という。）に設置する。

(設置する部会及び所掌事項)

第2条 設置する部会は、施設選定部会（以下「部会」とする。）とし、所掌事項は特別養護老人ホーム設置・運営事業予定者の選定に関することとする。

(部会員)

第3条 部会の部会員は、6人以内をもって組織し、委員会委員のうちから、委員会委員長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

3 部会長は、部会を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(任期)

第6条 部会員の任期は、指名の日から当該部会員に係る委員会委員の任期の末日までとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、市民福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要領は、令和10年3月31日をもって廃止する。

その他 能代市高齢者世帯等排雪支援事業の創設について

能代市高齢者世帯等排雪支援事業

自力での排雪が困難な在宅高齢者世帯等に対し、排雪費用の一部を助成します

対象世帯 （以下の①～③の要件を全て満たす世帯です）

- ①市内に居住し、住所を有する方で次のいずれかの世帯
 - ・ 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯（一人暮らし、夫婦等）
 - ・ 65歳以上の高齢者と障がい者等（障がい者、要介護認定者、高校生以下）のみで構成されている世帯
- ②世帯員全員が市民税非課税又は生活保護受給者
- ③自力での排雪が困難であり、親族から援助を得ることができない世帯

※住民票上、世帯分離していても、同じ住宅に64歳以下の方（障がい者等を除く）や市民税課税者と同居している場合は対象外です。

※介護保険施設や有料老人ホームなどに入所している場合は対象外です。

排雪助成額

- ・ 1枚5,000円の排雪助成券を1年度につき2枚交付します。
- ・ 排雪にかかる1件の費用が10,000円以上の場合、1枚利用できます。
- ・ 居住している住宅敷地内と間口の排雪が対象となります。
空き家は対象外です。

排雪助成券の有効期間

令和8年12月1日（火）～令和9年3月20日（土）

申請窓口

- ・ 市民福祉部 長寿いきがい課
- ・ 二ツ井地域局 市民福祉課



～排雪助成券の手続きと利用の流れ～

①利用申請

- 市に「利用申請書」の提出が必要です。
日頃の支援者等による代理申請も可能です。
- 受付開始は10月23日からです。

②排雪助成券 の交付

- 審査の結果、対象となる方には「利用決定通知書」、「排雪助成券」、「作業者一覧表」を後日送付します。
※作業者一覧表は、長寿いきがい課や市民福祉課の窓口に備え付けているほか、市ホームページでも公開します。
(12月上旬公開)

③作業依頼

- 市に登録した作業者に依頼した排雪が対象です。
- 1回で同時に2枚の利用できません。
- 作業前に作業者と排雪場所や費用を打合せし、お互いに同意のうえ作業を依頼してください。

④支払い

- 作業終了後は、作業者に排雪助成券1枚をお渡しし、不足額は現金等でお支払いください。

(参考)

●作業者は、市への登録制として、業者のほか、自治会・町内会、任意団体、個人から広く募ります。

●スケジュール

10月1日 • 作業者の登録の受付開始

- 市広報（10月25日号）や市SNS、報道等で事業周知、利用申請書の受付開始

12月 • 随時「利用決定、排雪助成券、作業者一覧表」を送付

- 事業開始